

令和元年 10 月 8 日
漁業特定技能協議会・漁業分科会

特定技能外国人等の配乗人数の報告

漁業分野では、生産性の向上、国内人材の確保の取組を行った上で、なお、人材を確保することが困難な状況にある分野として認められ、特定技能外国人材を受入れることとしたところである。

漁業職種において特定技能外国人材を受け入れていくにあたり、地域や漁業種類ごとの特定技能外国人の配乗人数を把握し、将来的な日本人後継者の確保等が懸念される場合には、漁業特定技能協議会・漁業分科会において必要な対応策の検討・調整が行えるよう、漁業特定技能協議会運営要領（平成 31 年 3 月 27 日漁業特定技能協議会決定第 1 号。以下「運営要領」という。）第 2 条第 5 号の規定に基づき、以下により、特定技能外国人の配乗状況について、情報収集・共有を行うこととする。

- 1 運営要領第 3 条第 1 号に規定する漁業分科会の構成員は、自らが所属する運営要領第 3 条第 2 号に規定する構成員（以下「漁業 2 号構成員」という。）に対し、自らが特定技能外国人を配乗させている漁船の配乗状況を、別紙様式 1（配乗状況表（団体提出用））を参考に用いて提出する。
- 2 漁業 2 号構成員は、前項で提出を受けた配乗状況を取り纏めた上で、漁業特定技能協議会漁業分科会事務局に対し、毎年 3 月と 9 月の末日までに別紙様式 2（配乗状況表（団体集計））を用いて報告を行う。
- 3 事務局は、漁業 2 号構成員からの報告を取り纏め、漁業分科会に報告する。